

○職員の育児休業等に関する条例

平成4年3月30日
条例第2号

改正 平成17年3月22日条例第4号
令和2年12月22日条例第3号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)の規定に基づき、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。

(準用)

第2条 職員の育児休業等に関しては、男鹿市職員の育児休業等に関する条例(平成17年男鹿市条例第33号)及び同条例に基づく規則等を準用する。この場合において、準用上必要な事項については、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、平成17年3月22日から施行する。

附 則

この条例は、令和2年12月22日から施行する。